

# 奈良県立十津川高等学校 いじめ防止基本方針

令和3年10月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校ではすべての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校の教育活動全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めるものとする。

## 1 いじめ対策についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの認識

- ① いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ② いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。また、いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることも起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- ③ 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- ④ 校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭や地域、関係機関等と密接に連携した取組を行う。

### (3) いじめへの対応

- ① いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開する。
- ③ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じたりするようないじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応する。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることがあるため、引き続きいじめを受けた生徒を十分観察し、場合によっては医療機関やこども家庭相談センター等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

## 2 いじめの防止等の指導體制

### (1) いじめの防止等のための組織

① 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

② 「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・生徒指導部長・教務部長・人権教育部長・舎監長・学年主任により組織する。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

③ 事案の性質等、必要に応じて、外部専門家の助言を得ながら対応する。

### (2) 組織対応の流れ

① いじめ事象（疑われるものも含む）の相談に対し、確認に努める。

② 関係教職員により正確な事実確認の後、校長・教頭・生徒指導部長に報告する。

・ 重大事態については速やかに県教育委員会に連絡する。

③ 「いじめ防止対策委員会」を招集し、教職員の役割と指導方針を決定する。

・ 県教育委員会や警察等の関係機関との連携を図る。

・ 被害生徒及び加害生徒の保護者に状況の説明を行う。

④ 職員会議を招集する。

・ 事象内容、指導方針、役割分担を全教職員が共通理解する。

・ 全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む。

⑤ 具体的な指導や支援を行う。

・ 報告、連絡、相談を徹底しながら、聞き取りの内容等を記録に残す。

⑥ 再発防止に向けて、保護者や関係機関等と連携した見守りを継続していく。

⑦ 県教育委員会への報告を行う。

(3) いじめ防止等に係る年間計画

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	いじめ防止対策委員会①		個人面談
5月		人権HR① 公開授業	
6月	いじめ防止対策委員会②	人権HR②	こころと生活等に関するアンケート スクリーニング会議
7月		防犯講習会 人権作文募集	三者懇談 保護者アンケート
8月	職員研修（生徒理解等）		
9月	いじめ防止対策委員会③	人権HR③	個人面談
10月		公開授業週間	
11月		人権HR④ 人権講演会	
12月 いじめ防止 強化月間	いじめ防止対策委員会④ いじめに関する研修会	三者懇談 生徒会啓発活動	いじめアンケート 三者懇談 保護者アンケート
1月		人権HR⑤	
2月			自己点検生徒アンケート
3月	いじめ防止対策委員会⑤	入学者説明会 校種間連携	

※ 「人権を確かめあう日」（毎月11日）に人権啓発活動を実施。

3 いじめ問題への取組

(1) 未然防止

- ① 全ての教育活動や様々な社会体験を通して、生徒が自ら気づき、学ぶ機会を設けることで、自らの存在意義を確認するとともに、他者の存在や尊厳を認めることができる心を養う。
- ② 学習面でのストレスがいじめを起こす一因であると考えられることから、個に応じたきめ細かい学習支援を行う。
- ③ 情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせる。また、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。

- ④ 学校生活の中で、他の生徒を冷やかしたり、特定の生徒の発言に過剰な反応を示したりした場合、その場で指導する。
  - ⑤ LHR等でいじめについて生徒間で話し合いをさせることで、生徒にいじめに関する意識を高めさせる。また、表現力やコミュニケーション能力を身に付けさせ、自らの意思を適切に伝えることができるようにする。
  - ⑥ 学校は全ての生徒にとって安全安心な場所であり、困ったことや辛いことがあれば、その生徒に寄り添った対応をすることを全校集会等の機会を通して生徒に呼びかける。
  - ⑦ いじめ防止強化月間（12月）には、いじめに関するアンケートを実施するほか、生徒が主体的にいじめの防止に努めることができる活動を計画し、実施する。
- (2) 早期発見
- ① 生徒の些細な変化にも気付くことができるよう、普段から生徒を注意深く観察する。
  - ② 教職員は日常的に生徒と信頼関係を構築し、些細なことでも相談しやすい環境を整える。また、些細な兆候を見逃さないようにするため、生徒の雰囲気や状況を敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドを高める。
  - ③ 定期的にアンケート調査や個人面談を実施して情報を収集し、得られた情報は教職員間で共有する。
- (3) 早期対応
- ① いじめを発見したり通報を受けたりした場合、速やかに正確な情報を把握し、教職員間で共通理解を図る。また、「いじめ防止対策委員会」において、指導方針や教職員の役割分担を検討する。
  - ② いじめの内容等を速やかに被害生徒・加害生徒の双方の家庭に報告する。
  - ③ 被害生徒をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。
  - ④ 加害生徒には、その行為について厳しく指導するとともに、面談等を繰り返し、心身のストレスを抱えている場合はそれを取り除くよう努める。
- (4) 再発防止
- ① たとえいじめが解消したと思われても、再発する可能性があることも念頭に置きながら、継続的な支援や指導を行う。
  - ② 事象の背景を振り返り、いじめが起こった原因を一つに限定することなく、多角的多面的な視点で考察する。
  - ③ 被害生徒や加害生徒だけでなく、周囲にいた生徒も含めて、人間的な成長につながるよう、関係機関とも連携しながら、継続的な指導と支援を行う。
- 4 重大事態への対応
- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、速やかに県教育委員会に報告をするとともに、早急に調査を行い、関係機関とも連携を図りながら事態の解決に当たる。
  - ② 県教育委員会等が重大事態調査のための組織を設置した場合、学校は積極的に資料を提供するなど、その組織の調査に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

- ③ 調査結果を公表する場合、被害生徒・加害生徒の双方とその保護者に公表の方法及び内容を確認した上で対応する。

## 5 その他

- ① 開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本基本方針を学校ホームページに掲載するなど、積極的に情報発信をするとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。
- ② いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本基本方針が効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」において点検し、必要に応じて見直しをする。